〈日本の喫煙規制は遅れているか？〉㊦

山田一夫（フリーライター）

「改正健康増進法」が禁煙原理主義を加速

2018年に成立した「健康増進法の一部を改正する法律」により、昨年の1月から「国及び地方公共団体は望まない受動喫煙が生じないよう、受動喫煙を防止するための措置を総合的かつ効果的に推進するよう努める」こととされた。そして、この4月からは飲食店などを含め、屋内は原則として禁煙となった。

現在、路上喫煙禁止とする自治体もあり、その上「望まない受動喫煙防止」の観点から、これまで灰皿の設置があった公共施設の敷地内（屋外）や公園などから次々と灰皿が撤去され、喫煙できる場所が極めて少なくなった。

法は「屋外で受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所に喫煙場所を設置することができる」としているが、自治体は喫煙場所の設置に消極的だ。

「屋外で受動喫煙を防止するために必要な措置」というアイマイでカネのかかるルールよりも、「望まない受動喫煙の防止」ルールは〝貼紙1枚〟で灰皿を撤去すれば済むから、こちらを優先し勝ちになるのは当然だ。

しかも、喫煙場所を設置しなければ〝望まない受動喫煙〟のクレームも減り、灰皿の掃除が要らなくなるから自治体にとっては一石三鳥である。

ベンチ脇にはスタンド灰皿があった（林試の森公園 / 2019.12）

ベンチ脇の灰皿が消えた!!（林試の森公園/2020.1）

「煙のない社会」を目指す〝原理主義〟

公園でも吸えなくするのが社会正義？

東京の目黒区と品川区にまたがって「林試の森公園」という広大な都立公園（12万㎡）がある。名前の通り、林業試験場の跡地だから樹木も多く緑豊かだ。この公園にはベンチ脇6か所にスタンド灰皿があったのだが、昨年末すべて撤去された。お年寄りが散歩の合間にベンチでの一服が楽しめる貴重な場所だったのだが、「望まない受動喫煙の防止」という錦の御旗の前に、そうした愉しみは奪われてしまった。**写真**で見るように、この広大な公園ではたばこの煙はたちまち拡散し、実態的に「望まない受動喫煙」の問題はないと思われるのだが……。

そして灰皿撤去の代償として、トイレの裏手に片側を木の柵で囲った1坪ほどの喫煙所が設けられたがベンチはおろか灰皿さえなく、「携帯灰皿を持参してご利用ください」という掲示がある。都には毎年、1000億円ものたばこ税が入っているのに、この仕打ちである。

さらに、今回の新型コロナの問題で公園などの灰皿をロックダウン（封鎖）した自治体が多いが、中には「なくそう！受動喫煙」のスローガンの下に灰皿を撤去するという自治体も現れた。コロナ問題を奇貨とし、真のねらいが露骨である。

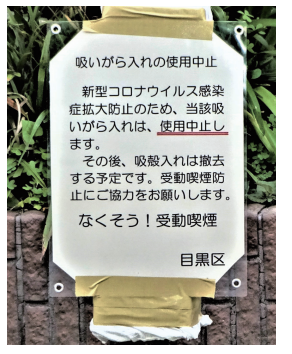

新型コロナウイルス対策で使用中止、そして撤去方針（2020・5／東京・目黒区）

たばこを吸う「幸福追求の権利」はないのか？

同時に忘れてならないのは、こうした法律や条例による喫煙場所の廃止（灰皿の撤去）が、圧倒的多数派である〝たばこ嫌い〟の非喫煙者（国民の85％は非喫煙者）に支持されていることである。

昨年7月、板橋区役所が庁内の喫煙所を閉鎖し、隣の区有地にコンテナ型の喫煙所を設ける予定にしていたところ、近くに医療施設や子どもが出入りするビルがあるということで近隣住民が2500名の署名を集め、区議会に撤去を求める陳情書を提出したという。

こうした「最大多数の最大幸福」という功利主義の前に、少数派の喫煙者はもはや沈黙せざるを得ないのか。憲法13条は「すべての国民は個人として尊重される。生命、自由、幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で最大の尊重を必要とする」と謳っている。本条について、宇野重規・東大教授は「人権を包括的に規定する条文として解釈されているが、生命、自由と共に幸福追求がセットになっているのがミソだ」と述べている（2020・5・9／朝日新聞）。

何をもって〈幸福〉とするかは各人の価値観に依る。たばこを吸うことを幸福と思う人もいるのだ（かつて、男たちの多くがそう思っていた時代があった⇨「今日も元気だたばこがうまい」）。だから、たばこを吸うという「幸福追求の権利」についても「最大の尊重が必要」なはずだ。ただし、条文には「公共の福祉に反しない限り」という制約条件が付いており、「たばこの煙」は、たしかに「公共の福祉」に反するであろうし、「望まないたばこの煙」を吸わされるのは非喫煙者の「幸福追求の権利」を侵害することにもなろう。

それにしても「生命、自由、幸福追求に対する国民の権利は、最大の尊重を必要とする」という観点からすれば、健康増進法の規定はあまりに公共の福祉の観点に偏っており、公園など（屋外）からのやみくもな灰皿の撤去は、喫煙者の幸福追求の権利との権衡を失している。

民主主義とは「多様な価値観を持つ人が仲良くやっていくシステム」という考え方がある。その対極に、単一の理念を押し付ける原理主義がある。健康増進法の規定は多様な価値観を認めず、「煙のない社会」を至上原理とする禁煙原理主義を正当化する法律である。「望まない受動喫煙の防止」という〝投網〟によって喫煙者の「幸福追求」の手段は〝網打尽〟に奪われつつある。憲法の精神に悖（もと）るのではないか。

厄介な「パターナリズム（父権主義）」

憲法まで持ち出して「禁煙原理主義」を批判してきたが、実は「健康増進法」の法的規制に劣らぬ厄介な背景がある。〈パターナリズム〉である。〈父権主義〉とか〈父親的温情主義〉と訳されるように、父親（パター＝fatherの語源）が息子に「ああせよ、これはするな」と命令するのは、「まだ分別のない息子のためを思ってする行為だから、それが息子の人格・人権を否定する行為であったとしても許される」という考え方である。それが援用され、例えばシートベルトの着用義務は〝大きなお世話〟と揶揄されつつも、公権力（父親）が国民（息子）のためを思ってやることだからと受け入れられるようになった、というのが一例である。

そして「喫煙者はニコチン依存症のために正常な判断力を失い、百害あって一利なしのたばこを吸い続けている。だから公権力（父親）が喫煙の機会を少なくしていくのは喫煙者（息子）のために良いことなのだ」という、まさに〈パターナリズム〉が禁煙原理主義の支えになっている。加えて「お父さん、たばこは体に悪いから止めて下さい。お父さんのためを思って言っているのですよ」という家族の〝パターナリズム的心情〟が加担するから、今や〈パターナリズム〉は法的規制よりも禁煙原理主義の支持基盤である（そもそも健康増進法のような〝禁煙法〟がすんなり成立してしまったのは、パターナリズム的背景があったからだろう）。

「禁煙原理主義」と「パターナリズム」、背景は「たばこは百害あって一利なし」理論であり、それに対して喫煙擁護側から有効な反論がないところに問題の根源はある。「喫煙者の〝幸福〟追求の権利」と力んではみたものの、いささか虚しいものがある。

お便りコーナー

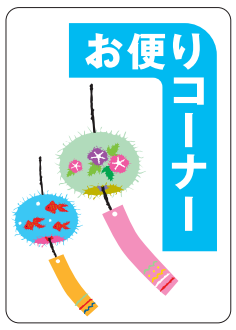

●母の代から頑張っています。昭和、平成、令和の時代の移り変わりを見続けて、約100年になります。しかし、昨今の新型コロナ対策騒ぎは、先も見えず、不安が増すばかりです。とにかく、歯を食いしばって頑張るしかないのかと思う、今日この頃です。

（福島県・松永　タイ子さん）

●新しいたばこが次々と発売されますが、メーカーさんの営業の方が来られないので、情報が少なく困っています。案内カタログは送られてきますが、内容が良く分からず、発注しづらくなっています。せめて、たばこ新聞でもっと詳しく、分かりやすく情報提供していただけるとありがたいですね。

（大阪府・山田　絹子さん）

●たばこ屋さんも危篤状態ですが、新型コロナの影響で、飲食店、ホテルなどの業界も危篤状態になりつつあるようです。為政者の感覚は、少しずれているように思えます。何が、どうなっているのか、確実な事実に基づいた、しっかりした情報を正しく国民に提供し、しかるべき施策をきちんと出して欲しいと思っています。私たち庶民は、もう、半分開き直っているのですから。

（兵庫県・﨑谷　まゆみさん）

●「アンチたばこ」だった私が、たばこ屋に嫁に来て、いろいろな情報を得、さらに、地元のみなさまと接客するうちに、「たばこが合法的な商品で、酒と同じく貴重な税収源であること」を知りました。そして、もうこれ以上、喫煙者を差別したり、冷遇する必要はないと考えるようになりました。しかし、現実は、なかなか是正されないですね。「たばこ屋さん、頑張りましょう」です。

（大分県・佐藤　良子さん）

投稿

「たばこ屋小唄」に元気をもらい……

たばこ新聞の4月号に掲載された石川県金沢組合女性部さんの「たばこ屋小唄」に元気をもらっています。

新型コロナ拡大防止対策の影響もあって、たばこの売上げは、かなり落ち込んでいますが、90歳の坂を越えても、まだまだ、お客様がいらっしゃる限り商いを頑張ってまいりたいと思っています。

金沢組合女性部さんの素敵な歌に触発されて、次のような川柳と唄を作ってみましたので、披露させてください。

「梅雨空も　たばこ小唄で　気を晴らし」

「憂き世川　たばこ小唄が　梶をとる」

唄の方は

〈たばこ屋小唄　歌えば楽し
雲の切れ間に　陽ものぞく
〈たばこ屋小唄に
元気をもらい
今日も歌って　店に立つ

つたない作品ですが、いい唄に元気をもらった嬉しさで、投稿させていただきました。

（兵庫県姫路組合・藤原まきの）